

認知症になる前に 銀行口座管理の対策

1. 銀行口座の引出しと認知症

銀行に預けたお金は、原則として預金者本人しか引出してできません。

本人が元気なうちは、キャッシュカードと暗証番号を記録しておいて、生活に必要なお金を引き出して日常生活をお送っています。

しかし、認知症の方は、意思確認ができないので、銀行は家族がお金を引き出すことを認めてくれません。

入院したときや介護施設に入居する場合、まとまったお金が必要となります。こんな場合、銀行では成年後見制度の利用を勧めることとなります。

このような場合、成年後見制度を利用することとなりますが、その前に対策をしておくことが望ましいと思います。

その対策として、「代理人キャッシュカード」と「代理人登録制度」をご紹介します。

2. 銀行の代理人サービス

普通、親が判断能力があるうちは、通帳やキャッシュカードは本人が保管・管理して利用していると思います。

元気なうちは、子供など親族に預けることは、少ないことと思われます。

しかし、親が判断能力が低下するとキャッシュカードを紛失したり、暗証番号を忘れてしまうことがあります。

再発行は本人しかできないこととなり、認知症になった段階では、預金の引き下ろしは困難となります。

こんな状況のための対策として、本人と話し合っ、代理人キャッシュカードを発行してもらうなどがあります。

次に認知症になる前にできる対策として、金融機関の「代理人キャッシュカード」や「代理人登録制度」の説明をします。

3. 代理人キャッシュカードとは

最近、多くの銀行では、代理人キャッシュカードを発行できるようになりました。

代理人カードは、銀行やその他の金融機関が発行する特別なカードで、指定された代理人が一定の金融取引を行うことができます。

代理人キャッシュカードを同居の親族等が保管しておけば、カードの紛失や暗証番号を忘れる心配はありません。

親の入院時や外出が困難な場合でも、家族が代わりに日常的な入出金や振り込みなどの取引を行えます。

しかし、認知症等で口座が凍結されると、代理人キャッシュカードではATMでの入出金や窓口の手続きができなくなってしまいます。

次に、認知症になった後も利用できる代理人登録制度（予約型代理人サービス）のご案内をします。

4. 代理人登録制度（予約型代理人サービス）

代理人登録制度は、認知症になった後も継続して口座を利用できる新しい仕組みです。

契約時は、本人に判断能力が必要です。本人と代理人が一緒に金融機関の窓口へ行って、契約書類の署名と必要書類の提出を行います。この時点では、まだサービスの利用は開始しません。

将来、本人の判断能力が低下した際に、医師の診断書を提出することでサービスが開始されます。

診断書の提出後は、代理人が単独で銀行取引を行うことができます。

代理人登録サービスは代理人キャッシュカードと比べてより包括的な取引が可能で、認知症発症後も継続して利用できる点が大きな特徴です。

ただし、このサービスを提供している金融機関は限られているため事前の調査が必要です。

5. 県内の金融機関のサービス状況

(1) JAおちいまばり

① 代理人キャッシュサービス

(対象者)

- ・親族等が対象で、第三者（親しい人や士業の人）は対象とならない。
- ・また、親族は同居でなくても可。
- ・本人が、判断能力があることが前提。

(サービス内容)

- ・ATMでの入出金
- ・ATMでの振込
- ・残高照会

② 代理人登録制度

(対象者)

代理人キャッシュサービスと同じ

(サービス内容)

- ・ ATMでの入出金
- ・ 窓口での預金払戻し
- ・ 定期預金の解約
- ・ 投資信託の売却
- ・ 住所変更などの諸手続き

(2) ゆうちょ銀行

① 代理人キャッシュカード

ゆうちょ銀行の代理人カードは、口座名義人が直接銀行窓口で手続きします。必要な書類は代理人キャッシュカード届書、銀行印、ゆうちょ銀行の通帳、本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）です。

② 代理人登録制度

法定代理人（親権者、成年後見人など）であれば口座開設のお申し込みが可能です。

法定代理人以外のご家族(配偶者を含む)や第三者の方は、ご本人様の証明書類や委任状をご持参いただいた場合でも、お申し込みいただくことはできません。

(3) 伊予銀行

① 代理人キャッシュカード

生計を共にしている親族が対象（遠方に住んでいる息子は生計を共にしていないので対象外）

② 代理人登録制度

伊予銀では実施していない

このように金融機関によって、サービス内容や利用条件ため、事前の調査が必要です。

6. 認知症になる前に銀行口座管理の対策ができなかった場合

親が認知症になる前に銀行口座管理対策に関して、同意しなかった場合、認知症になると預金を引き出せなくなってしまうます。

一般社団法人全国銀行協会は、2020年に「預金者ご本人に意思確認ができない場合における預金の引出しに関するご案内資料」を公表しました。

この資料には「預金のお引出しには、原則として預金者ご本人の意思確認が必要ですが、預金者ご本人の生活費、入院や介護施設費用等のために資金が必要でお困りの際には、まずは、お取引銀行へご相談いただきたい」旨記載されています。

ご本人のために必要なお金であれば、それを確認できる資料を持参して窓口で相談すれば、銀行が預金の引き出しを認めてくれる可能性が高いと思われます。

ただし、協会では継続的に預金の引出しをするには、成年後見制度を利用するよう促しているので、何度も応じてもらうことは困難であると思われます。